会計年度任用職員の登録について

●会計年度任用職員とは、1 週間の所定労働時間にかかわらず任用期間が一会計年度以内で定められる職に従事する方です。
●年度中に生じる季節的な業務や臨時的な業務及び各種相談員、指導員、推進員などの専門的業務を行っていただきます。
●会計年度任用職員を希望する方は事前に履歴等シート及び登録シートによる登録が必要です。
●会計年度任用職員を必要とする業務が生じた場合、登録していただいた方の中から、その業務に適格であると認められる方を選考し、本人へ連絡します（職種によっては、個別面接や選考試験を実施する場合もあります）。
●登録（履歴等シート及び登録シートの提出）をしていただいても最終的に任用されないこともありますのであらかじめご了承ください。
●会計年度任用職員の登録は何ら拘束するものではありませんので、同時に他への求職活動をしていただいてかまいません。
●登録された方の中から、酒田市に関連する団体等での職員募集に情報提供する場合があります。その際は、事前に人事課から本人へ連絡して承諾をいただきます。

令和　６年　１月

酒 田 市 総 務 部 人 事 課

１　登録方法

指定の履歴等シート・登録シートに記入（写真添付）のうえ、人事課（市役所７階）、教育委員会企画管理課（市役所６階）または各総合支所へ提出してください。有資格の職を希望する方は、資格証等の原本を持参。履歴等シート・登録シートは、市ホームページからダウンロードするか、各申し込み窓口にあります。

市ホームページ→

２　職 種 等

事務員、保育士、保育補助（資格不要）、校務員・作業員、作業員（大型特殊）、調理員・給食補助（資格不要）保健師、船員、施設管理人、看護師、准看護師、助産師、歯科衛生士、運転手、教育支援員（教員補助）、図書専門員（学校勤務・資格不要）、各種相談員・指導員・推進員等（詳細は給料・報酬表のとおり）

◆保育士、保健師、船員（航海５級、機関４級以上）、看護師、准看護師、歯科衛生士、助産師、作業員（大型特殊）、運転手（大型）、電気技術推進員（第二種電気主任技術者以上）については、それぞれの資格を有する方。

◆一部施設の管理人については、ボイラー技士免許（ボイラー取扱技能講習修了者でも可）及び危険物取扱者（乙種第４類以上）の資格を有する方。

◆事務員の業務によってはパソコンで文章作成（WORD）、表作成（EXCEL）が可能な方。

◆各種相談員・指導員・推進員等で資格経験等要件のある職種は、その要件を満たす方。

３　選　　考

令和６年度中に会計年度任用職員を必要とする業務が生じた場合に、登録者の中から、その業務に適格であると認められる方を選考し、本人へ連絡します。（個人面接、選考試験の場合もあります）
したがって、登録していても必ず任用されるとは限りません。

４　勤務時間

原則として月曜～金曜日　８：３０～１７：１５（休憩時間あり）の間で７時間４５分未満で定めます。ただし、業務によって勤務日や勤務時間が異なる場合もあります。

５　任用期間

一会計年度内で１２月以内（翌会計年度は、その都度選考を実施し、選考結果により再度の任用をする場合があります）

６　給料・報酬

(1)給料・報酬

１）特定業務で資格又は一定の経験を用いて従事する職であるもの

職名	資格経験等の要件	時間額(円)
発達支援相談員（臨床心理士）	有	1,509　～　1,713
発達支援相談員（臨床心理士以外）	有	1,390　～　1,607
UIJターンコーディネーター、移住相談員、サンロクコミュニティマネージャー、消費生活相談員（有資格）、サンロクITマネージャ、女性活躍支援員	有	1,368　～　1,428
消費生活相談員（無資格）,国際交流推進員、男女共同参画推進員、結婚相談員、母子・父子自立支援員(兼)婦人相談員、家庭児童相談室家庭相談員、児童センター児童厚生員、障がい支援区分認定調査員、社会教育指導員、資料館長、市民生活相談員	有	1,167　～　1,295
【健康福祉】 子育て支援センター子育て相談員、介護保険要介護認定訪問相談員	有	1,037　～　1,187
【その他】 経営改善支援活動推進員、青少年指導センター専門指導員、調査員、担い手育成指導員、教育相談室相談専門員、国民健康保険相談員、屋外広告物指導員、交通安全専門指導員	有	1,037　～　1,187
生活保護医療扶助相談・指導員、生活保護就労支援員、埋蔵文化財推進員	有	1,007　～　1,096
後期高齢者医療保険納付相談員、介護保険料納付相談員	有	960　～　1,029

２）一般事務（補助的業務）に従事する職であるもの

職名	資格経験等の要件	時間額(円)
事務員（特定の知識、技能を必要とするもの）	有	974 ～ 1,054
事務員	なし	960 ～ 1,029
事務員（軽作業のみ）	なし	960

３）保健師、保育士・栄養士、船員、その他

職名	資格経験等の要件	時間額(円)
船員	有	1,760 ～ 1,825
保健師	有	1,167 ～ 1,266
保育士	有	1,054 ～ 1,167
保育補助	なし	974 ～ 1,054
栄養士	有	1,054 ～ 1,167
教育支援員	なし	974 ～ 1,054
その他事務系の施設管理員など	なし	974 ～ 1,054

４）運転手、作業員・校務員・調理員・給食補助・施設管理（維持管理作業を含むもの）など技能労務職給料表を適用する職

職名	資格経験等の要件	時間額(円)
運転手（大型免許）	有	1,024 ～ 1,132
作業員（飛島）	なし	1,121 ～ 1,217
作業員（大型特殊）	有	966 ～ 1,084
作業員等	なし	966 ～ 1,049
その他作業系の施設管理員など	なし	966 ～ 1,049

５）看護師・助産師など

職名	資格経験等の要件	時間額(円)
看護師、助産師、歯科衛生士（休日診療所を除く診療所勤務）	有	1,311 ～ 1,546
准看護師（休日診療所を除く診療所勤務）	有	1,087 ～ 1,425
看護師、助産師、歯科衛生士（診療所以外の勤務）	有	1,253 ～ 1,300
准看護師（診療所以外の勤務）	有	1,087 ～ 1,175

※給料・報酬は、前歴や経験年数によって決定します。

(2)　通勤距離に応じた報酬（１日につき）

区　分	2～4km未満	4～6km未満	6～8km未満	8～10km未満	10～12km未満
報酬額	110円	190円	250円	320円	370円
区　分	12～14km未満	14～16km未満	16～18km未満	18～20km未満	20～22km未満
報酬額	430円	480円	540円	590円	640円
区　分	22～24km未満	24～26km未満	26～28km未満	28～30km未満	30～32km未満
報酬額	690円	730円	780円	830円	870円
区　分	32～34km未満	34～36km未満	36～38km未満	38～40km未満	40～45km未満
報酬額	920円	970円	1,020円	1,070円	1,150円
区　分	45～50km未満	50～55km未満	55～60km未満	60km以上	
報酬額	1,290円	1,420円	1,550円	1,690円	

※通勤距離は、自動車等を使用して通勤した場合の片道の通勤距離とします。

(3) 時間外勤務手当（勤務状況又は業務の進捗状況によって勤務を命じられた場合に支給します）

(4) 船員等特殊な勤務に対する報酬の支給　　別に定める報酬を支給します。

(5) 期末手当・勤勉手当（原則として1週間の勤務時間が15時間30分以上、かつ、令和6年度中の任用期間が6か月以上で基準日に在職している場合に支給します）

・基準日　６月１日、１２月１日

・支給月数　4.45月(6月2.225月、12月2.225月)ただし任用期間に応じて調整される場合があります。

・支給日　６月３０日、１２月２１日

(6) 報酬締切日　　毎月　末日
(7) 報酬支給日　　毎月２１日
(8) 休暇　　年次有給休暇、病気休暇、特別休暇(忌引き、配偶者の出産、子の看護ほか)等
(9) 身分　　一般職の地方公務員で非常勤の職
(10) 服務　　地方公務員法の規定による
（法令等及び上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為の禁止、営利企業等への従事（パートタイムの場合は届出制）ほか）

7　社会保険等

法令に基づいて、次の条件に該当する方は加入することとなります。

(1)健康保険・厚生年金保険

２か月を超えて雇用され、次のアとイのいずれにもあてはまる方又はウの全ての項目にあてはまる方。

ア　１週間の勤務時間が職員の４分の３（１日６時間・１週３０時間）以上ある方
イ　１か月の勤務日数が職員の労働日数の４分の３以上ある方。
ウ　短時間労働者の要件に該当する方
・１週間の所定労働時間２０時間以上　・雇用期間が２か月を超えて見込まれる　・学生でない
・報酬月額８．８万円以上

※健康保険は市町村職員共済組合に加入となります。

(2)雇用保険

パート（１週間の所定労働時間が３８時間４５分未満）の方で次のいずれにもあてはまる方
○１週間の所定労働時間が２０時間以上の方
○任用期間が３１日以上見込まれる方

8　登録の有効期限

令和７年３月３１日　（年度途中で登録の解除を希望する場合は、電話等で連絡をお願いします。）

9　欠格条項について（以下に該当する場合は登録できません）

地方公務員法第16条の各号いずれかに該当する方
・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
・酒田市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない方
・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した方

１０　その他

(1)会計年度任用職員として採用されたことが、市職員採用に際していかなる優先権を与えるものではありません。
(2)自家用車で通勤する場合は、**市役所本庁舎、市民健康センター、中町庁舎には職員用駐車場がありませんので各自で駐車場を確保**していただきます。
(3) 原則任用時の勤務場所・業務内容での勤務となりますが、事業の実施状況に応じて勤務場所及び業務内容を変更する場合があります。ただし、勤務条件を変更する場合は、あらかじめ任命権者と職員が協議し合意した場合のみ変更となります。

【申込先】　〒998-8540 酒田市本町二丁目2-45

酒田市 総務部 人事課	TEL ２６－５７０２・５７０３
教育委員会 企画管理課	TEL ２６－５７７２
八幡総合支所	TEL ６４－３１１１
松山総合支所	TEL ６２－２６１１
平田総合支所	TEL ５２－３９１０

申し込み時に、履歴等シート・登録シートの内容を確認しますので、本人が持参してください。また、有資格の職に登録する方は資格証などの原本を持参してください。